

事務連絡
平成 29 年 1 月 17 日

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当課長
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業課長
都市再生機構下水道担当チームリーダー

殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室 課長補佐
下水道事業課事業マネジメント推進室 課長補佐

圧力管渠の破損による未処理下水の流出防止対策について

近年、圧力管渠の損傷や継ぎ目のズレ等により、未処理下水が公共用水域へ流出した事例が数多く報告されています。国土交通省において、圧力管渠が破損した場合における未処理下水の公共用水域への流出防止対策の実施状況を調査したところ、回答のあった約 2,300 箇所ポンプ場のうち、圧力管渠の二条化、仮設ポンプの備蓄等により、未処理下水の流出防止対策が講じられた施設は約 30%程度であることが明らかになりました。

圧力管渠は、自然流下式の下水管に比べて、平常時の点検・調査等の維持管理が困難であること、異常又はその兆候が確認された際、速やかに修繕・改築の対応を講じることが困難である等の特徴があります。今後、下水管の老朽化等により圧力管渠が破損する恐れがあることを踏まえると、圧力管渠が破損した場合における未処理下水の流出を未然に防止するための対策を講じる必要があります。

つきましては、圧力管渠の破損による未処理下水の流出防止対策について、下記の通り適切にご対応いただきますようお願い申し上げます。（対策の実施状況については、適宜フォローアップ調査を実施する予定です。）

なお、各都道府県におかれましては貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、周知徹底方お願い致します。

記

- 1 現在、圧力管渠が破損した場合における未処理下水の流出防止対策を講じていない場合は速やかに対策を検討し、平成 29 年度末を目途に対策を講じるよう努めること。

なお、圧力管渠の二条化等による対策が困難な場合には、圧力管渠が破損した際に速やかに対応できるよう、圧力管渠の修繕、改築を行うための資機材やその調達先の確保、仮設ポンプの備蓄等の措置を講じるよう努めること。

- 2 圧力管渠の計画的な維持管理・改築や、他事業が下水管の近接工事を実施する際の立会など、圧力管渠の破損を未然に防止するために適切な対策を講じるよう努めること。
- 3 現在既に対策を講じている場合においても、実際に圧力管渠が破損した際に確実に未処理下水の流出を防止することができるか再度検証すること。

以上